

「標準」を巡る競争法と知的財産権

〔上〕

はじめに

現代の産業社会において、「標準」規格・技術の重要性が高まっている。各メーカーがそろって標準規格の部品を製造することにより、製造効率が格段に向上する。ネットワーク効果が強力な通信等の産業では、標準の形成は産業自体の成立にとって不可欠である。標準なしでは、消費者が製品・サービスを利用すること 자체が不可能になるからである。標準は、①競争に勝ち残った単一企業の「事実上の標準」(デファクト・スタンダード)として形成される場合、②複数企業が標準団体あるいはジョイントベンチャー(コンソーシアム)により協調して形成する場合、③公的機関が設定する「公的標準」の3種に分類できる。いずれの標準についても、競争法(反トラスト法・独占禁止法)適用と競争政策上の問題が生じる。産業存続のために標準が不可欠な場合においても、標準が反競争的に形成されることを防止するための競争法規制が必要である。標準形成において知的財産権が重要な役割を果たすので、知的財産権を競争政策上どのように位置づけるかを考える必要がある。さらに、競争法適用において知的財産権にどのように配慮するかを検討しなければならない。

第1節では、標準が企業活動と消費者行動においてどのような役割を果たすのかを考察する。第2節は、「事実上の標準」形成に知的財産権が果たす役割を考える。第3節は、「事実上の標準」を維持・拡大するための企業行動を競争

*たきがわ としあき、富山大学教授

滝川 敏 明*

法がどのように制約すべきかを、米国マイクロソフト訴訟について見る。第4節は、企業連合(ジョイントベンチャー/コンソーシアム)による標準設定を競争法がどう取り扱うべきかを、主に米国反トラスト法について検討する。第5節は、通信等のハイテク業界で重要性を高めてきた「公的国際標準」を競争政策の見地から検討する。

I 「標準」の役割と種類

ハイテク産業の多くにおいて、製品規格についての「標準」が設定される。製品の共通規格について業界標準を設定することにより、異なる企業が生産した部品を相互に組み合わせて、製品を完成できる。電気製品の部品規格がこの例である。業界標準がなければ、企業ごとに異なる規格の製品が生産される。業界が細分化されるので、産業が発展しない。

たとえば、かつてのわが国パソコン業界は、NEC・富士通・日本IBM等がそれぞれ独自規格によるパソコンを生産・販売していた。周辺機器メーカーも、各メーカーの規格ごとに別々の種類の機器を生産しなければならなかった。販売店もメーカーごとに異なった商品知識を学び、販売方法を異らせることが必要であった。生産・流通における規模の利益がこのため達成できなかった。

これに対し米国では、共通OS(マイクロソフトのMS-DOSとウンドウズ)と共通マイクロプロセッサー(インテル製)による業界標準が早くに形成された。わが国パソコン業界の発展が米国に比べて遅れたのには、標準不在

による業界細分化が影響している。米国メーカーが技術革新により日本語の壁をうち破って、米国と同じ標準(ウンドウズとインテルによる標準—「インテル」標準)のパソコンを日本語パソコンとして販売し始めた。富士通やNECもこれに追随することにより、業界標準が形成された。パソコンの生産・流通コストが急減し、パソコンが米国並に売れ始めた。

消費者がネットワークとして相互に交流する産業においては、通常のハイテク産業とは異なり、標準の形成は単に望ましいにとどまらず、不可欠である。標準化が、生産面での規模の利益をもたらすにとどまらず、消費者が製品・サービスを利用するため不可欠だからである。標準なしでは利用者(消費者)が相互に交流できないので、利用者のネットワークが形成できない。たとえば、自動車の部品規格を標準化すれば、生産における規模の利益が達成できる。しかし消費者にとっては、メーカーごとの部品規格が標準化されていなくても、自動車を運転することに不都合はない。これに対し、ビデオカセットやCD規格が標準化されていなければ、消費者はビデオやCDを貸し借りして楽しむことができない。電話やインターネットでは、標準がなければ通信自体が成立しない。

標準は、①市場競争に勝ち残ることにより生まれる「事実上の標準」(デファクト・スタンダード: de facto standard), ②民間の標準団体あるいは企業連合が設定する標準, ③公的機関が設定する「公的標準」(de jure standard), の3種に分類できる。

II 「事実上の標準」と知的財産権

1 ネットワーク効果が「事実上の標準」をもたらす

ネットワーク効果(利用者のネットワークがふくらむほどネットワーク構成員各人の利益が増大する効果)を有する産業(ネットワーク産業)においては、産業の立ち上げ期に、ネットワーク独占をめざす競争が展開される。企業(あるいは企業連合)単位のネットワーク間に

おいて競争が展開される。たとえばパソコン業界においては、ウンドウズ・ネットワークとマック・ネットワーク(アップル社のマックOS)間で競争が展開されてきている。しかし、一つのネットワークのシェアがある程度を超えると、「ティッピング(tipping: バンドwagon効果により急速に一方に向く現象)」により急速に独占に向かう。パソコン業界においては、マック・ネットワークが生き残っているが、ウンドウズ・ネットワークがほとんど独占に近いシェアを獲得した。単一のネットワーク独占が完成した後には、そのネットワーク標準の枠内に限定して企業間競争が展開される。「インテル標準」については、「事実上の独占」のOSとマイクロプロセッサーの枠内でパソコン機器メーカーが競争している。

これに対しゲーム機においては、任天堂・ソニー・セガがネットワーク間競争を継続しており、トップが度数入れ替わっている。パソコンと異なりゲーム機においては利用者同士が交流する必要性が薄いため、ネットワーク効果が乏しい。このために複数の規格が並立できる。

2 「事実上の標準」における「閉鎖標準」戦略

「事実上の標準」はほとんど常に知的財産権(特許・著作権など)により守られる。知的財産権でガードしなければ、競争相手がその標準をコピーすることにより、「事実上の標準」内での競争に参入してくるからである。知的財産法に基づいて「事実上の標準」規格・技術に排他権(知的財産権)を設定することにより、標準開発企業(マイクロソフトやインテルの例)

——もくじ——

- はじめに
- I 「標準」の役割と種類
- II 「事実上の標準」と知的財産権
- III 「事実上の標準」を巡る排他行為と反トラスト法——マイクロソフト訴訟
- IV 企業連合による標準設定と競争法(以下次号)
- V 公的標準と国際標準への競争政策
おわりに

は独占的地位を維持できる。知的財産権が守る排他的標準が、「閉鎖（専有）標準—proprietary standard」とよばれる。マイクロソフトのウインドウズ、そしてインテルのペントアムがその代表である。知的財産権による保護のおかげで、「事実上の標準」を単独で形成した企業は莫大な利益を長期にわたって維持できる。

「事実上の標準」を知的財産権により所有する企業に対抗する企業が取りうる戦略は、次の二つである。①現行標準に取って代わる画期的新技術・製品の開発をめざす、②互換戦略により現行標準と共存することをめざす。現行標準への消費者支持が高い場合には、互換戦略が現実的な競争戦略になる。

「互換性」(compatibility)があるとは主に、標準製品と相互に交流（あるいは組み合わせて利用）できることを意味する。たとえばインテル社の対抗企業がインテル標準に沿ったパソコン機器とともに使用できるマイクロプロセッサーを開発できれば、そのプロセッサーはインテル製との互換性を獲得している。

しかし、「事実上の標準」の所有企業は、知的財産権を使用することにより、対抗メーカーの互換戦略を抑えようとする。「閉鎖標準」による排他戦略は成功する確率がきわめて高い。知的財産権には強い排他権が与えられているからである。ネットワーク産業における競争を回復させるには、標準を守る知的財産権の排他幅を縮小する必要がある（この基準を米国裁判所がコンピューター・プログラム著作権について形成してきている）。

3 「事実上の標準」における「オープン標準」戦略

自社単独では「事実上の標準」を形成できるだけの独占的シェアを獲得できないと考える企業は、「オープン標準」戦略を採用する。「オープン標準」とは、標準を形成する規格やインターフェース（互換性を左右する共通プラットフォーム部分）を他社に開放することを指す²。規格・技術についての知的財産権は保持するが、その内容を公開し、無料（あるいは廉価）でラ

イセンスする。その規格・技術を採用する企業がオープン化により増加すると、対抗標準とのネットワーク間競争に打ち勝って、ティッピング現象による「事実上の標準」を獲得しやすい。オープン標準戦略により、ビデオデッキの標準競争においてVHS陣営（ビクター・松下等の連合）は、ベータ標準を所有するソニー陣営に勝利した。

自社技術・規格に自信がある企業にとっては、「事実上の標準」がもたらす利益を独り占めできるので、閉鎖標準の方がとるべき戦略である。「オープン標準」戦略においては、ネットワーク効果による独占をその標準が獲得できた場合には、独占利益をオープン標準の参加企業間で分け合うことになる³。

オープン標準戦略は、業界団体・企業連合（コンソーシアム）による標準設定（後述）とは異なり、リーダー（知的財産権者）の管理下での協調である。参加企業の独自行動により標準が枝分かれしないように、リーダー企業がコントロールする必要がある。このコントロールのために知的財産権が重要な役割を果たす。知的財産権を所有する企業が規格内容をコントロールする点は、「オープン標準」であっても、閉鎖標準の場合と同じである。

ソフトウェア業界でオープン標準戦略を採用する企業が増えている。サンマイクロシステムズのJava、そして、ネットスケープのコミュニケーション（「ナビゲーター」）ブラウザを中心とするインターネット統合ソフト）がその代表である。両社はオープン戦略により自社技術を業界標準にすることをねらっている。自社技術をオープンにはするが、知的財産権は自社が保持している。知的財産権を廉価（あるいは無料）のロイヤルティーで他社にライセンスしている。ライセンスに条件をつけることにより、自社標準が枝分かれすることを防止している。

Javaについてサンは、ライセンサー企業がJavaを改良することは認めるが、改良されたJavaがサンの互換性テストに合格することを要求している。マイクロソフトがこのライセンス条件に違反し、純正Javaとの互換性を欠

く（ウインドウズの上でしか動かない）MS 製Javaを開発して使用したとして、サンは訴訟を起こした。マイクロソフトの独自行動を許せば、OSを選ばないというJavaのオープン性が失われるというのがサンの主張である。この訴訟にサンは勝訴した⁴。

ネットスケープは、コミュニケーション（ソースコード（プログラム言語によるソフトウェア記述）を98年11月に無料で一般に公開した。他企業はライセンサーとして、コミュニケーションを改良し、その要素を自社製品に組み込むことが許される。ただし、ライセンス条件としてネットスケープは、ライセンサーが改良内容をネットスケープに通知する義務を課した。どの改良内容を次期バージョンのコミュニケーションに組み込むかをネットスケープが決定する⁵。

ウインドウズに対抗する新興OSであるLinux（リナックス）の場合は、主導者は企業ではなく、開発した個人（Linus Torvalds）である。Linuxは誰もが無料で利用し、改良できる。ただしTorvalds氏が「善意の独裁者」として、どの改良内容をLinuxに取り込むかの最終権限を有する⁶。

III 「事実上の標準」を巡る排他行為と反トラスト法——マイクロソフト訴訟

ネットワーク産業における「事実上の標準」は知的財産権によって守られる。標準規格・技術を所有する企業の独占力がこのために永続しがちである。この独占力は、対抗標準を排除する排他的行為によって強化される。また、「事実上の標準」による独占的地位を利用して、その独占を隣接市場にも拡大する排他的行為を「事実上の標準」所有企業は行いやすい。これらの排他的行為（単独企業による排他行為）を競争法により規制して、競争を回復させる必要がある。この代表的試みが、米国政府（司法省）がマイクロソフトを相手として提訴してきた一連の訴訟である。ここでは、1998年5月に連邦政府（司法省）が提訴し、現在ワシントンDC 地裁で訴訟中のマイクロソフト訴訟を取りあげる（19の州も相次いで提訴したので、連邦

政府と州の提訴を合同した訴訟になっている）。今回のマイクロソフト訴訟の焦点は、OS市場の「事実上の標準」独占を維持し、さらにインターネット・ブラウザ市場に独占を拡大しようとするマイクロソフトの行為が反トラスト法に違反するかである。

1 ネットワーク産業における排他行為への反トラスト法基準

各国競争法の中でも米国反トラスト法は、判例と行政ガイドラインを積み重ねることにより、経済構造と企業行動の変化に柔軟に対応する規制基準を形成するのに成功している。単独企業の排他行為に対するシャーマン法基準は、ネットワーク産業に対しても有効である。すなわち、①行為企業の市場支配力・②排他行為の不当性を産業の状況に応じて判定して、違法あるいは合法を判定すればよい。この基準を、ハイテク産業あるいはネットワーク産業だからといって変更すべき理由はない。次回の地裁ジャクソン裁判官による「事実認定」がこの例証になっている。

ただし、違法性の判定基準とは別に、ネットワーク産業の特性に応じる反トラスト規制上の配慮をする必要がある。第一に、ネットワーク産業では前述のティッピング現象により、産業形成の初期段階で独占が急速に形成される。このため、反トラスト当局はできるだけ早い時期に介入する必要がある。米国司法省がマイクロソフトによるブラウザ市場独占化の動きに介入したのは、この認識からである。第二に、ティッピングがすでに生じてネットワーク独占が形成されてしまった場合には、競争を回復させるために、企業分割等の構造措置を命令するか、あるいは、ネットワークの標準独占を護る知的財産権を弱める措置を命令する必要がある。企業分割は企業の成長インセンティブを削ぐ弊害が大きいので、知的財産権を弱める措置の方に妥当性が認められる。

2 ウインドウズの独占力をもたらすOSのネットワーク効果

われわれがパソコンを購入するのは、ワープ

ロ・表計算・ゲームなどのソフトを利用するためである。それらのソフト（応用ソフト）は、OS（Operating System：基本ソフト）の上でなければ機能しない。OSが「プラットフォーム」として、応用ソフトに共通のインターフェース（API：Applications Programming Interfaces）を提供する。このため、特定のOS（たとえばウインドウズ）に合わせて書かれた応用ソフトは互換性を有する。その反面で、特定OS用の応用ソフトは他のOS上では機能しない⁷。このOS市場において、ウインドウズに著作権を有するマイクロソフトが90パーセント以上のシェアを有する。

OSを個人が購入することはほとんどなく、パソコンメーカーが製造段階で自社製パソコンにOSを組み込む。ウインドウズ以外のOSはパソコンメーカーにとっての選択肢にならなくなっている。ネットワーク効果のために、ウインドウズが「事実上の標準」OSになっているからである。アップル社のマックを除くパソコンはすべてインテル製マイクロプロセッサー（あるいはその互換プロセッサー）に合わせた仕様になっている。この「インテル互換PC（パソコン）」のOSとして、ウインドウズが独占的地位を占めている。

ウインドウズ用の応用ソフトが増えるほど、ユーザーにとってのウインドウズの価値が高まる。他の応用ソフトもこのためウインドウズ用に開発される。それがまたウインドウズの購入者を増やすことになるとの相乗効果（バンドワゴン効果）が働く。消費面におけるネットワーク効果が働いている。このため、OS市場に新たに参入することはほとんど不可能である。前述のLinuxがオープンシステムの利点により利用者を増やしてはいるが、専門的知識を有する利用者の間にとどまっている。

マイクロソフトはこのウインドウズを「閉鎖標準（proprietary standard）」として護っている。すなわち、ウインドウズのソース・コードを外部に公開せず、著作権と特許により護っている。

3 ブラウザとJavaによるプラットフォーム代替可能性

インターネット（中でもWorld Wide Web）を閲覧するためのソフトである「ブラウザ」は、マイクロソフトのウインドウズを脅かす可能性を秘めている。ブラウザは、ウインドウズ等のOSの上に乗るソフトなので、ウインドウズに替わるOSではない。しかしネットスケープ製ブラウザ（ナビゲーター）は、多くのOSの上で同じように機能する。このため、ナビゲーターの上で機能するソフトを書けば、そのソフトは複数のOSに対応できる。したがって、インターネットの機能が拡大し、伝統的なパソコン機能をカバーするにつれて、ブラウザの重要性が増大し、その反面でウインドウズの重要性が低下する。ブラウザのパイオニア企業であるネットスケープ社のナビゲーターが、このため、ウインドウズに取って代わるパソコンソフトの「プラットフォーム」になる可能性が生まれた。

ネットスケープ・ナビゲーターはブラウザなので、OS機能を完全に代替することはできない。しかし、サンマイクロシステムズ社が開発したJavaと組み合わせることにより、ウインドウズを脅かす力をさらに増加する。Javaはソフト記述用の言語の一種であり、OSの上に乗って機能する。しかし、Java用に応用ソフトを書けば、複数OSに対応する（まだ完全ではないが、そうなるように開発している）。Javaに対応させることにより、応用ソフトは特定OSに依存する必要がなくなる⁸。このため、Javaがウインドウズに替わる代替プラットフォームとなる可能性がある。Javaはインターネットにより送られるので、ネットスケープ製ブラウザと組み合わせることにより、その影響力を増大する。

4 マイクロソフトによるOS市場の独占維持とブラウザ市場への独占拡大

98年5月に米国司法省は、マイクロソフトの行為が反トラスト法に違反するとして、地裁に

提訴した。マイクロソフトがOS市場の独占を維持し、さらにブラウザ市場にも独占を拡大しようとして、不当な排他行為を実施しているとの主張に基づく提訴である。司法省の提訴内容は多岐にわたるが、核心にあるのは、ネットスケープ（ナビゲーター）に対するマイクロソフトの排他行為である。ブラウザは独自の市場であるとともに、前述のとおりJavaと連合することにより、ウインドウズに替わる新たなプラットフォームになる可能性を秘めている。マイクロソフトにとっては、ブラウザ市場においてネットスケープに代わる支配的企業になることは、OS市場の独占を維持するとともにブラウザ市場にも独占を拡大することを意味する。

以下では、司法省作成の事実認定書⁹により、マイクロソフトの行動を描写する。マイクロソフトが確かにこのような行動に従事したのかが、地裁で争われた。判決の前段階として99年11月5日に、地裁ジャクソン裁判官が「事実認定」結果を発表した¹⁰。地裁「事実認定」は、司法省による事実認定を支持するにとどまらず、さらに豊富な排他的行動の事例を描写している。

ウインドウズの地位を守るためにマイクロソフトはまず、ブラウザ市場を両社で分割する（ウインドウズを脅かすプラットフォーム機能をネットスケープ製ブラウザから除く）ことをネットスケープに申し入れた。申し出を拒絶されたマイクロソフトは次いで、ネットスケープに対する排他的行動に乗り出した。

- * 「ウインドウズ95」のライセンスを与える条件としてマイクロソフトはパソコンメーカーに、インターネット・エクスプローラ（マイクロソフト製ブラウザ）を自社製パソコンに搭載することを義務づけた。ウインドウズのライセンスを受けることがパソコン販売上どうしても必要なので、エクスプローラ搭載の条件をパソコンメーカーは受け入れざるをえない状況にあった。
- * 「ウインドウズ98」においてマイクロソフトは、パソコンメーカーおよび末端ユーザーがインターネット・エクスプローラを

パソコンから削除することを操作上困難なよう設計した。エクスプローラの削除は技術的には可能であった。しかし、削除することをパソコンメーカーは、ウインドウズのライセンス契約において禁止された。

- * インターネット・エクスプローラを無料で配布することにより、マイクロソフトは自社製ブラウザのシェアを拡大しようとした。

これら行為の結果として、OSだけでなくブラウザ市場においてもマイクロソフトが市場を独占する危険性が生じている。99年度における新規インターネット利用者の88パーセントがインターネット・エクスプローラを利用するだろうとの業界予測がある。

5 マイクロソフトへの反トラスト法適用の争点

さまざまの排他的行為をマイクロソフトが実施したことを、地裁裁判官は「事実認定」した（99年11月）。訴訟では次に、それらマイクロソフトの行為が反トラスト法に違反するかが争われる。①マイクロソフトがウインドウズ（95および98）ライセンス条件としてインターネット・エクスプローラ搭載をパソコンメーカーに義務づけたことを不当な「抱き合わせ行為」（シャーマン法1条違反）と認定できるか、②マイクロソフトの一連の行為が不当な排他行為としてシャーマン法2条（「独占行為」の禁止）に違反するか、の2点が争われる。地裁裁判官の99年11月「事実認定」は、実質上の違法性判断にもかなりの程度踏み込んでいる。「事実認定」と「違法性判断」は明確に分離できるわけではない。

シャーマン法上、「抱き合わせ行為」には垂直的制限としてシャーマン法1条が適用され、「独占行為」にはシャーマン法2条が適用されるとの区分がある。前者の「抱き合わせ」はシャーマン法において伝統的に当然違法とされてきた。しかし近年のシャーマン法判例により、「抱き合わせ」を実施する企業が市場支配力を有していないければ違法とはされないことになっ

た¹¹。このため、シャーマン法1条による「抱き合わせ」規制基準と、シャーマン法2条による「独占行為」規制基準との実質的な差は乏しくなっている。両者ともに第1段階として、マイクロソフトが市場支配力（独占力）を有するかを判定する。市場支配力が認められた場合に、第2段階として、マイクロソフトの行為に不当な排他性が認められるかを判定する。

(1) マイクロソフトは市場支配力を有するか

関係する市場は①OS市場②ブラウザ市場である。ブラウザ市場へのマイクロソフトの進出は、OS市場における市場支配力（独占力）を「梃子（leverage）」にしているために問題とされる。このため、OS市場においてマイクロソフトが市場支配力を有していないければ、マイクロソフトの行為全般について不当性が問えない。

OS市場においてマイクロソフトは90パーセント以上のシェアを有する（司法省による算定）。地裁の認定では、「インテル互換PC（パソコン）」用OS市場において95パーセント以上のシェアを有する。競争者であるアップル（マックOS）とIBM（OS/2）はわずかのシェアしか有せず、ウインドウズに対抗する選択肢となりえていない。このため、OS市場におけるマイクロソフトの市場支配力は容易に認められる。

しかしマイクロソフトは、OS市場において市場支配力を有していることを否定している。前述のLinuxやJavaの進出のために、OS市場において独占的な価格を設定する力をマイクロソフトは有しておらず、現実にも独占的な価格設定をしていないとの主張である。マイクロソフト側証人として法廷で証言したシュマレンジャー（Richard Schmalensee：MITの高名な経済学者）によれば、OS市場におけるウインドウズのシェアは高いように見えても、LinuxやJavaがマイクロソフトに競争上の脅威を与えている。さらに、ネットスケープがAOL（アメリカ・オンライン社）に買収され、AOLは、Javaを所有するサンマイクロシス

テムズとも提携した。AOLの資本力の下で、ネットスケープ（ナビゲーター）とJavaが融合するので、ウインドウズに対抗するプラットフォームを開発する力が強まった。このため、ウインドウズに独占的な価格を設定する力をマイクロソフトは有していないとの主張である¹²。

しかし、99年11月発表の地裁裁判官の「事実認定」は、「インテル互換PC」用OSの世界市場を本事件の「関係市場」と認定し、それに伴い、本市場におけるマイクロソフトの市場支配力を認定した。第一に、「インテル互換PC」OSの代替システム（ネットワーク・コンピューターなど）が近い将来に実質的な量の顧客を獲得できる見込みがない。第二に、「インテル互換PC」の現行OSに替わって、実質的な量の顧客を短期間に獲得できる新OSを開発する企業が現れる見込みがない。ユーザーと応用ソフト企業にとって現行システムからの転換コストが高いので、ウインドウズが享受するネットワーク効果を新システムあるいはOSが乗り越えがたいことが主な理由である（「事実認定」para.18以下）。Linuxについては、サーバー用のOSにとどまっているので、ウインドウズを脅かす存在ではないと地裁は認定した（para.50）。

(2) ウインドウズへのブラウザの組み込みは不当な排他行為か

OS市場においてマイクロソフトが市場支配力を有していると裁判所が認定した場合でも、次段階の審査が残っている。すなわち、マイクロソフトの行為に不当性が認められなければ、反トラスト法違反は認定されない。焦点になるのは、マイクロソフトがウインドウズにインターネット・エクスプローラを抱き合わせたことに不当性があるかの判定である。エクスプローラの無料配布については、ネットスケープも当初に採用した価格戦略であり、ソフト業界では珍しいことではない。抱き合わせ行為と併せて、不当な独占行為を認定する補強材料となるにとどまると思われる。

ウインドウズにブラウザを組み込んだのは、

ウインドウズ機能を段階的に多角化してきた動きの延長であるとマイクロソフトは主張している。ユーザーの利益になる行為なので、不当な排他行為ではないとの主張である（前掲シュマレンジャー証言）。これに対し司法省は、ウインドウズへのブラウザ機能の組み込みはユーザー利便のために必要ではないとしている。ネットスケープを追い落とすための不当な独占行為（あるいは抱き合わせ行為）にあたるというのが司法省の主張である。

ブラウザ機能をマイクロソフトがウインドウズに組み込んだのは「ウインドウズ98」からであり、「ウインドウズ95」においては、ウインドウズとブラウザ（インターネット・エクスプローラ）は別々の製品であった。「ウインドウズ95」ライセンスの条件としてマイクロソフトがパソコンメーカーにインターネット・エクスプローラ搭載を義務づけたことについては（その事実を裁判所が認定すれば）、シャーマン法違反を免れないと思われる。

「ウインドウズ98」にインターネット・エクスプローラを組み込んだことについては、それがユーザー利便のために現実に必要なのかを裁判所がどのように判断するかによって、マイクロソフトへの違法・合法判断が分かれる。組み込みがユーザー利便のために必須ではなく、「抱き合わせ」を認定されることを避けるためにマイクロソフトがとった戦略であると裁判所が認定すれば、マイクロソフトはシャーマン法違反と認定される。

99年11月の「事実認定」（para.153以下）において、地裁ジャクソン裁判官は、OSとブラウザが別個の製品であると認定した。ユーザー（とくに法人ユーザー）の多くは、OSとブラウザが一体でなく分離していることを望んでおり、実際にマイクロソフト製以外のすべてのOSはブラウザを分離しているか、分離可能にしているとの観察からである。ジャクソン裁判官はさらに、「ウインドウズ98」においてもウインドウズ機能を損なわずにブラウザ（インターネット・エクスプローラ）を削除することが可能である、すなわちMS製ブ

ラウザーを別製品としても同じ便益を消費者に与えることができると認定した（para.177以下）。

99年11月の地裁ジャクソン裁判官による「事実認定」は、マイクロソフトがウインドウズの力をを利用してネットスケープを追い落としたさまざまの手口を生き生きと描写している。それに加えてジャクソン裁判官は、マイクロソフトの市場支配力を認定し、さらに、OSとブラウザが別個の製品であると認定した。この「事実認定」は実質的に違法性判断に踏み込んでいる。違法性の法的判断を行う地裁判決（2000年初期と見込まれる）が、マイクロソフトに対し反トラスト法違反を認定することが確実である。

もっとも、マイクロソフトは控訴裁に上訴し、その後さらに最高裁にも上訴できる。しかし、地裁の「事実認定」を上級審がくつがえす例はまれである。上級審においてもマイクロソフト側の不利が予想できる。ただし、時間が経過する中に、OS市場におけるマイクロソフトの市場支配力も変化するであろう。訴訟を長期化することは司法省にとって得策ではない。両者の和解（同意判決）により訴訟が解決する見込みが高いと思われる。

6 マイクロソフトへの排除措置

政府（司法省）側は98年5月の提訴状において、裁判所がマイクロソフトに、反競争行為（提訴状で指摘した抱き合わせなど）の停止を命令するとともに、「競争を回復するために必要かつ適当と裁判所が認める措置」を命じることを求めた（より具体的な措置を司法省は今後の訴訟過程で裁判所に提案する）。この後者の措置として、裁判所は企業分割を含む構造的措置を命令する権限がある。84年AT&T分割の前例がある。

政府側勝訴あるいは和解（同意判決）の際に、裁判所がマイクロソフトに命令する措置（「排除措置」）として、次の三つが考えられる。

① 反競争行為の改善命令と監視

この措置は、政府側が提訴状で指摘した反トラスト法違反行為（ブラウザとウインドウズ

の抱き合せ等)をマイクロソフトが停止することを裁判所が命じ、以降の遵守を監視するものである。最も軽い排除措置である。99年11月の地裁「事実認定」が描写しているマイクロソフトの度重なる略奪的行動を考慮すると、監視措置だけでは軽すぎると裁判官は考えるだろう。

② マイクロソフトの垂直分割

「事実上の標準」のウインドウズと応用ソフト(オフィス・ソフト、ブラウザなど)をマicrosoftが一社内で経営しているかぎり、「独占の梃子」を利用する反競争行為が必然的に発生すると裁判官は考えるかもしれない。さらに、米国のブラウザ市場においては、インターネット・エクスプローラのシェアがネットスケープをはるかに上回り、「事実上の標準」の優位性を確立した。このため、前記の行為改善命令だけでは、マイクロソフトのOSおよびブラウザ市場における独占的地位は揺らがない。この判断から裁判官は、マイクロソフトを垂直分割することを命じるかもしれない。OS(ウインドウズ)を扱う会社とそれ以外の応用ソフトを扱う会社への垂直分割である。しかし、OS機能と応用ソフトの機能が複雑に入り組んでいるので、両者を分離することは困難だと論者により指摘されている。

③ ウインドウズのオープン標準化

マイクロソフトの企業分割を避けたうえで、それに等しいような競争促進効果を発揮する措置として、ウインドウズをオープン標準にすることを強制することが考えられる。ウインドウズが知的財産権で護られる「閉鎖標準」であるために、ウインドウズと互換性を有するOSを他社が開発できない。また、応用ソフト会社もマイクロソフト内の応用ソフト部門に比べて、ウインドウズとの互換性確保において不利な立場に置かれている。ウインドウズのインターフェース部分(API: Applications Programming Interfaces)のソース・コードを無償(あるいは廉価)で他社に開放することをマイクロソフトに義務づければ、ウインドウズと互換性を有するOSを他社が開発できる。

このためパソコンメーカーとユーザーは、「事実上の標準」性によってではなく、機能上の比較からOSを選択できる。

この措置命令は企業分割より軽い措置ではあるが、知的財産権を否定することに相当するので、マイクロソフトに大きな損失を与える。しかし、ネットワーク効果が強力なために「事実上の独占」が崩れないOSについては、妥当性が十分にある措置だと思われる。

[注]

1 標準を巡る競争について次を参照した。
Shapiro, Carl and H.R. Varian, *Information Rules*, Harvard Business School Press (1998). (千本偉生／監訳『ネットワーク経済』(1999年)。の法則』IDG コミュニケーションズ、1999年)。

2 Shapiro and Varian, ibid., p. 197.

3 Shapiro and Varian, ibid., p. 197.

4 Sun Microsystems, Inc. v. Microsoft Corp., 46 U.S.P.Q. 2d 1531 (N.D. Cal. March 24, 1998).

5 Cusumano, M.A. and D.B. Yoffie, *Competing on Internet Time: Lessons from Netscape and Its Battle with Microsoft*, The Free Press (1998), p. 36. (松浦秀明訳『食うか食われるかネットスケープ vs. マイクロソフト』毎日新聞社、1999年)

6 *The Economist*, February 20, 1999, "Computer Programming: Hacker Rules", p. 88.

7 以上および以下記述の多くは次に基づく。マイクロソフト訴訟における政府側の事実認定書面 (PLAINTIFFS' JOINT PROPOSED FINDINGS OF FACT, August 10, 1999) <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f2600/2613.htm> および、地裁の事実認定書(99年11月5日)——United States of America v. Microsoft Corporation, C.A. 98-1232. <http://usvms.gpo.gov>

8 Lemley, M.A. and David McGowan, "Could Java change everything? The competitive propriety of a proprietary standard", *The Antitrust Bulletin*, Vol. 63, Number 3-4 (1998), p. 732.

9 前掲注7。

10 前掲注7。

11 Jefferson Parish Hosp. Dist. No.2 v. Hyde, 466 U.S. 2 (1984). 滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策』青林書院(1996年) 236頁。

12 Testimony of Richard Schmalensee, January 11, 1999. <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/business/longterm/microsoft/documents/schmalensee.htm>. 